



製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～欠陥と誤使用～

製造物責任（PL）法では「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いた状態とされています。抽象的な概念ですが、この“通常有すべき安全性を欠く”状況については「当該製造物の特性」、「その通常予見される使用形態」、「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期」、「その他の当該製造物に係る事情」の4つの配慮事項が挙げられています。このうち、「その通常予見される使用形態」には、予見可能な誤使用も含まれると解釈されており、実際の裁判においても、「欠陥」か「誤使用」かが争点として争われることは少なくありません。

今回はPL法において、「欠陥」か「誤使用」かがどう判断されるのかについて解説したいと思います。

製造業者等は、提供する製品が、持てる性能を遺憾なく発揮し、かつ安全であるように使用方法を規定します。また、注意すべき事柄や禁止事項を使用上の注意に記載します。これらを守って使うことは、製造業者等にとっては正しい使用であり、意図される使用という事になります。それでは、使用者はその通りに使用するかという必ずしもそうではありません。消費者はある目的のために製品を使います。製品は目的を達成するための手段です。初めて使う、使い方が分からない製品であれば製品表示をよく見て使いますが、直感的に使い方が想像できる製品はまず使ってみることが多いように思われます。目的が達成できれば手段はいつでもよいのです。また、人の習慣や常識は思い込みにつながることもあり、自分では正しく使っているつもりでも、実際はそうでないこともあります。PL法ではこういった消費者行動にも配慮して、合理的に予見しうる誤使用について

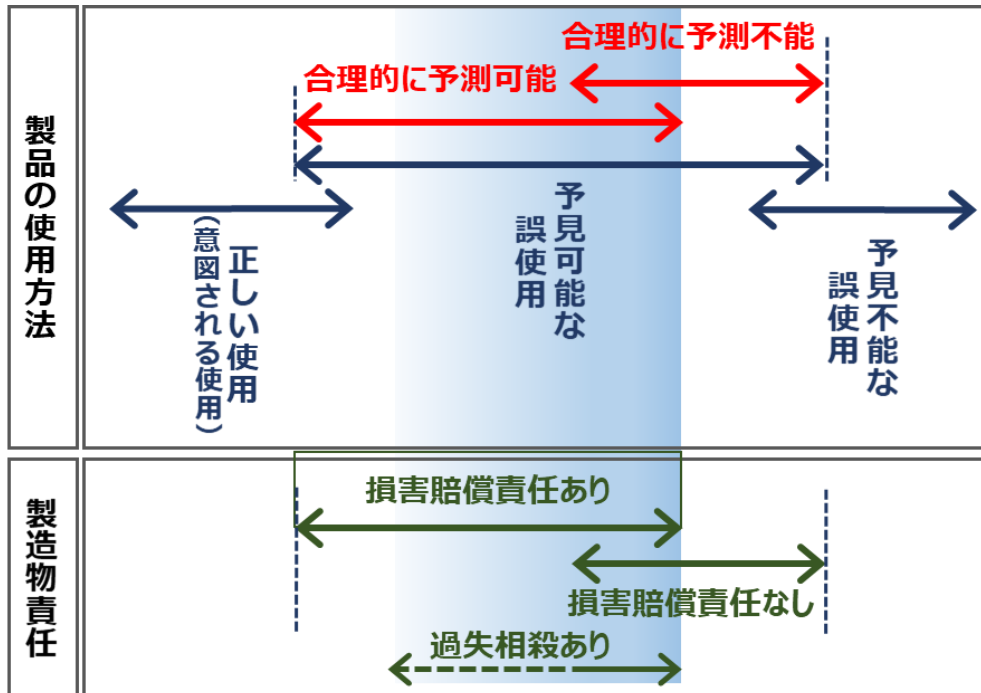


図 製品の使用方法と製造物責任

ては、それを考慮して設計や警告によって製品の安全性を確保することが求められています。逆に、合理的に予見できない誤使用は欠陥とは見なされません。これらの関係を模式図にすると前記のようになります。

「意図される使用」は製造業者等が言う正しい使用であり、それ以外は誤使用になります。誤使用は、「予見可能な誤使用」、「予見不能な誤使用」に分類できます。

PL法では、この「予見可能な誤使用」の予見可能性について「合理的に可能」と「合理的に不能」に分け、「合理的に可能」な場合には損害賠償責任が発生するとされています。合理的な予見可能性とは、言葉にしてみると「正しい使い方以外に、きっとこんな使い方もするだろう」と容易に予測できるか否かということですが、明確な境界線を引くことは出来ません。合理的であるか否かの領域は重なり合っていてその判断はケースバイケースとなります。この重なり合う領域では、一般的に過失相殺という考え方が適用されます。過失相殺とは、加害者側に全面的に損害賠償適任を負わせることが公平でない事情が被害者側にある場合に、損害賠償額を減額する制度のことで、被害者側の過失（被害者の不注意など）が考慮されます。一般的に、過失相殺が適用される領域は左に行くほど被害者側の過失の割合は小さく、加害者の損害賠償責任は重く評価されます。

消費者から事故クレームが入った時、製造業者は、そこで「意図される使用」が為されていない場合には「誤使用」で片づけてしまいがちです。しかし、訴訟になった場合、その主張が通るとは限りません。PL法に於ける欠陥と誤使用の関係をよく理解して対応する必要がありますでしょう。

また、合理的に予見可能であるかどうかは時間と共に変化します。製品開発時には、このような使い方をすると夢にも思わなかった予見不能の誤使用も、1件でも事故事例が出れば予見可能と言えます。更に事故事例が2件、3件と増えていけば、いつしか合理的に予見可能な誤使用と見なさ、損害賠償責任が発生します。また、同種の製品で競合他社が安全対策を取っている場合はどうでしょうか。やはり合理的に予見可能と見なされる可能性は高いでしょう。

製品開発時のリスクアセスメントだけでなく、発売後の使用状況や市場動向に目配りをして、常に先手を打つ求められています。